令和4年6月農業委員会議事録

開催日時:令和4年6月10日(金) 午前9時30分

開 催 場 所:嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者:下田司、髙木勝美、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、 松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、 中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者:山内秀一

事務局出席者: 永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会: 永田事務局長

2. 会長挨拶:下田会長

3. 議事録署名人指名: 下田議長 議事録署名人として、松永雄治委員、福永哲夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1)報告第 6 号 農地法第3条の届出について
- (2)報告第7号 農地法第5条の届出について
- (3) 議案第 8 号 農地法第4条の許可申請について
- (4) 議案第 9 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 10 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 11 号 令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- (7) 議案第 12 号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
- 5. その他
- 6. 閉 会

- ○報告第6号 農地法第3条の規定による届出について
 - (議 長) それでは議事に入らせていただきます。 報告第6号農地法第3条の規定による届出の通知が1件ございます。 事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第6号の1件の報告をいたします。 申請番号1番です。所在は井寺地区及び下六嘉地区になります。地目については田3筆、畑5筆の合計8筆となっております。合計の面積が7,083 ㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の 事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

- (議 長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。
- ○報告第7号 農地法第5条の規定による届出について
- (議 長) 続きまして、報告第7号農地法第5条の規定による届出が6件ございます。 事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局長) はい。資料は2ページになります。報告第7号の6件について報告いたします。

申請番号1番になります。所在は北甘木地区の農振地域外の畑が2筆。合計面積については1,065㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建設のための転用となっております。

4ページに申請位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。 次に、申請番号2番になります。

所在は鯰地区の農振地域外の田が1筆。面積については227㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築のための転用となっております。

5ページに申請位置図を載せております。

続きまして、申請番号3番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の畑が1筆。面積については849㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転用事由については宅地分譲のための転用となっております。4ページに申請位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。

続きまして、申請番号4番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の田が1筆。面積については1,214㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転用事由については宅地分譲のための転用となっております。4ページに申請位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。

続きまして、申請番号5番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の畑が2筆。合計面積については961.9 1㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転 用事由については宅地分譲のための転用となっております。4ページに申請 位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。

続きまして、申請番号6番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の畑が1筆。面積については859㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転用事由については宅地分譲のための転用となっております。4ページに申請位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。

いずれも、市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

- (議 長) ただいま事務局より報告がありました6件は、市街化区域の転用になります ので、報告のみで終わらせていただきます。
- ○議案第8号 農地法第4条の許可申請について
- (議 長) 続きまして、議案第8号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長)はい。資料は6ページからになります。農地法第4条の許可申請1件についてご説明をいたします。

申請番号1番です。所在は上島地区。農振地域外の畑が2筆。合計面積は29.64㎡となっております。申請人については記載の通りとなっております。申請事由は駐車場となります。7ページに申請位置図と8ページを開けていただきたいと思います。現況図・予定利用図になります。この平面図の真ん中左側の斜線部分が、今回の申請地になっております。駐車場になりますので給水等はございません。雨水の処理につきましては申請地の下側の側溝に放流する計画となっております。

9ページをご覧下さい。始末書の提出を頂いております。一読致します。 事務局からは以上でございます。

- (議 長)続きまして、地元委員であります私(下田会長)の方から報告します。
- (下田会長)5月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は既にコンクリート舗装がされておりました。申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

土地利用計画が駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転 用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

- (議 長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局長) 資料は10ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を ご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は駐車場となります。計画 面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断しており ます。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ご ざいませんでしょうか。 なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき まして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。
- (委員)はい。(委員一同)
- (議 長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。
- ○議案第9号 農地法第5条の許可申請について
- (議 長)続きまして、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長)はい。資料は11ページになります。第5条の転用の3件についてご説明を いたします。

> 申請番号1番になります。所有権の移転の案件となっております。所在は上 島地区で農振地域外の畑が1筆です。面積が36㎡となっております。譲渡

人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由については、 駐車場の申請となっております。12ページに位置図、13ページに現況図・ 予定利用図を載せております。この平面図の真ん中下側の斜線部分が、今回 の申請地になっております。駐車場になりますので給水等はございません。 雨水の処理につきましては申請地の上側の側溝に放流する計画となっております。

14ページをご覧下さい。始末書の提出を頂いております。これは先ほどの 議案第8号と同じになりますので、割愛します。 事務局からは以上でございます。

- (議長)続きまして、地元委員であります私(下田会長)の方から報告します。
- (下田会長)5月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は既にコンクリート舗装がされておりました。申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

土地利用計画が駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転 用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

- (議 長)続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局長) 資料は15ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を ご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は駐車場となります。計画 面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断しており ます。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ご ざいませんでしょうか。

> なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき まして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員举手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。
- (委員)はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)はい。資料は11ページになります。

申請番号2番になります。所有権の移転の案件となっております。所在は上 六嘉地区で農振地域外の田が2筆です。面積が177㎡となっております。 譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由について は、個人住宅の申請となっております。16ページに位置図、17ページに 配置配管図を載せております。給水については、地下ボーリングになります。 また、雨水におきましては道路側溝への放流、生活雑排水については公共下 水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

- (議 長) 続きまして、地元委員であります松永委員の方から報告をお願いします。
- (松永委員) 5月25日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。 申請地は、10~クタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1 種農地になると思われます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりませんでした。申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は 妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

- (議 長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局長) 資料は18ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を ご覧ください。申請地は第1種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力 が確保されている事。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確 実である事。法令により義務付けられている行政庁との協議も終了している こと等を確認しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ご ざいませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき

まして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。 続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)はい。資料は11ページになります。

申請番号3番になります。先ほどの申請番号2番の奥の家に通じる通路の所有権の移転の案件となっております。所在は上六嘉地区で農振地域外の田が1筆です。面積が4.8㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由については、進入路となっております。19ページに位置図、20ページに平面図を載せております。この平面図の中央左側の斜線部分が申請地になります。進入路の為、給水・排水の計画はありません。また、雨水におきましては道路側溝への放流となります。事務局からは以上でございます。

- (議 長) 続きまして、地元委員であります松永委員の方から報告をお願いします。
- (松永委員) 5月25日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。 申請地は、10~クタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1 種農地になると思われます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりませんでした。申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

自宅への進入路ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

- (議 長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局長) 資料は21ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を ご覧ください。申請地は第1種農地であり、遅滞なく申請地を申請に係る用 途に供する見込みが確実である事。また、農地利用の集積への支障はない事、 法令により義務付けられている行政庁との協議も終了していること等を確認 しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ご ざいませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき まして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議 長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第10号 農用地利用集積計画承認申請について

(議 長) 続きまして、議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 地利用の集積計画の承認申請が13件ございます。

> このうち、森田委員の案件が2件ありますので、先に審議をいたします。 まず、森田委員の案件2件から審議しますので、森田委員の退室をお願いし ます。

(森田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長)はい。まずは森田委員の案件からご説明いたします。資料は26ページになります。申請番号9番からご説明をいたします。所在は北甘木地区。農振農用地内の田が2筆で面積が3,342㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用の目的については賃貸借権の再設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日となっております。

続きまして、27ページをご覧ください。申請番号10番になります。所在は北甘木地区。農振農用地内の田が1筆で面積が480㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日となっております。

森田委員の案件についての説明は以上になります。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません でしょうか。 なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)(委員全員挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。 森田委員の入室を許可します。

(森田委員入室)

森田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(森田委員) どうもありがとうございました。

(議 長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り11件の説明を頂き、 その後11件を一括して審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたし ます。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長)はい、資料は22ページになります。

申請番号1番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田1筆で面積が947㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。目的は売買のためとなっております。売買価格については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号2番です。所在は鯰地区。農振農用地内の田が1筆で 2,984㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通り、目的 は売買のためとなっております。売買価格については記載のとおりとなってお ります。

続きまして、23ページになります。申請番号3番になります。所在は下六嘉地区。農振地域外の畑が1筆で面積が425㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりと、目的は売買のためとなっております。売買価格については記載のとおりとなっております。

続きまして 24 ページになります。申請番号 4 番、所在は下六嘉地区。農振 農用地内の田が 1 筆で面積が 2 , 905 ㎡となっております。貸付人と借受人 については記載のとおりです。賃貸借権の新規設定となっております。借賃に ついては記載のとおり。期間については令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日までとなっております。

続きまして、申請番号 5 番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が 1 筆で面積が 2, 8 1 2 ㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日となっております。

続きまして、25ページになります。申請番号 6番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が 2筆で合計面積が 1, 772 ㎡となっております。

貸付人と借受人は記載のとおり、目的は賃貸借権の再設定となっております。 借賃については記載のとおり。期間については令和4年7月1日から令和9年 6月30日となっております。

続きまして申請番号7番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が2,353㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年7月1日から令和9年6月30日となっております。続きまして、26ページになります。申請番号8番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆で面積が760㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年7月1日から令和14年6月30日となっております。

続きまして、28ページになります。申請番号11番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が947㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通り、目的は使用貸借権の新規設定となっております。期間については令和4年8月1日から令和9年7月31日となっております。続きまして申請番号12番になります。所在は下六嘉地区。農振地域外の畑が1筆で面積が425㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は使用貸借権の新規設定となっております。期間については令和4年8月1日から令和9年7月31日となっております。

続きまして、29ページになります。申請番号13番になります。所在は上島地区。農振地域外の田が2筆で合計面積が886㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は使用貸借権の再設定となっております。期間については令和4年8月1日から令和9年7月31日となっております。事務局からの説明は以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません でしょうか。

> なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました11の案件 につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で11件を承認・可決といた します。

- ○議案第11号 令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- (議 長) 続きまして、議案第11号令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、 事務局より説明をお願いします。
- (事務局長)はい。資料は31ページからになります。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等」ということで、例年ホームページで公表している案件です。資料に沿って説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

事務局からは以上になります。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません でしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました件につきま して、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員) (委員全員挙手)
- (議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。
- (議長) ただいま事務局から説明がありましたとおり、活動計画及び点検評価についてはホームページでの公表となりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議案第12号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
- (議長) 続きまして、議案第12号農地移動適正化あっせん基準の見直しについて、 事務局より説明をお願いします。
- (事務局長) 資料は42ページからになります。まず、農地適正化あっせん事業の概略を 説明いたします。

本事業は、農業経営の規模拡大・農地の集団化、その他農地保有の合理化を 推進する為、農業振興地域内の農用地について、権利移動のあっせんを行う 事業であり、本事業で所有権移転した場合、譲渡所得税の課税対象から80 0万円まで控除される。という事業になります。

この事業のあっせん基準は、農林業センサスの結果を反映する事となっておりますので、今回の見直しは2020年に行われた農林業センサスの結果を

反映した改正となります。

まず、名称の変更による改正になります。43ページの左下段にあります 「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に、又、44ページ左下段の 「農地保有合理化法人等」が「農地中間管理機構」に変更になります。

次に、51ページをご覧ください。2020年の農林業センサスの結果に伴う基準面積の変更になります。これまでの買い手側の面積が140アールから185アールに変更となります。これは、農家戸数の減少が原因と考えられます。

事務局からは以上になります。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません でしょうか。

> なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました件につきま して、賛成の方は挙手をお願いします。

- (委員)(委員全員挙手)
- (議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょ うか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議 長)次回の農業委員会は7月11日の月曜9時30分からを予定したいと思います。

他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お 疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年6月10日

会長 下田 司

委員 松永雄治

委員 福永哲夫